

家庭的保育事業のみなし確認について

1 概要

現在の家庭福祉員（保育ママ）は、子ども・子育て支援新制度において、「地域型保育事業」と位置付けられることとなる。そのため、幼稚園・保育所などと同様に、区市町村長が利用定員を設定して「確認」を行うこととなる。

確認にあたり、子ども・子育て支援法附則第8条の規定により、法律の施行の際現に家庭的保育事業を実施している市町村は、法施行日に確認があったものとみなされる（いわゆる「みなし確認」）。

2 利用定員見込み（平成27年4月1日見込み）

保育ママ 27人

・利用定員 98人

3 根拠規定

○児童福祉法第6条の3第9項

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）
- 二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

○子ども・子育て支援法附則第8条

この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村については、施行日に、家庭的保育に係る第二十九条第一項の確認があったものとみなす。ただし、当該市町村が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。